

令和7年度門真市省エネエアコン買い換え促進補助金 よくある質問

【対象エアコン】

- ・対象となるエアコンを教えてください。

→「省エネ型製品情報サイト」掲載の省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）の製品が対象となります。

- ・目標年度2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い換える場合、補助の対象となりますか。

→対象となりません。エアコンの対象となる省エネ基準達成率100%の目標年度は2027年度です。

- ・省エネ型製品情報サイトのリストに掲載されていないエアコンは対象になりますか。

→省エネ型製品情報サイトのリストに掲載されていない製品は、省エネ基準達成率が100%以上であったとしても対象となりません。

- ・リユース品は対象になりますか。

→対象となりません。新品（未使用）である必要があります。

- ・リース品は対象になりますか。

→対象となりません。リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。

- ・補助対象期間前に購入した製品は補助の対象になりますか。

→対象となりません。令和7年7月1日から令和7年10月30日の間に買い換えたものが対象です。

- ・天井の埋め込み式エアコンの買い換えは補助対象になりますか。

→天井や壁の埋め込み式エアコンは、家電リサイクル券が発行されないため、補助対象となりません。

【申請条件】

- ・令和7年7月1日より前に買い換え前のエアコンを廃棄し、令和7年7月1日以降に対象エアコンを購入した場合は、補助の対象となりますか。

→対象となりません。購入日と同じく令和7年7月1日から令和7年10月30日の間に買い換え前の機器をリサイクル処分したものが対象です。（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。）

- ・エアコンは1台しか申請できませんか。

→エアコンを複数台で15万円以上の場合でも申請可能です。
ただし申請は1回のみとなります。

- ・既存のエアコンは譲渡できますか。

→譲渡する場合、補助の対象となりません。既存の製品については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく処分が必要となります。なお、補助金申請時に家電リサイクル券の控えが必要となりますので、ご注意ください。

- ・購入する店舗の指定がありますか。

→門真市内に所在する登録された店舗で購入する必要があります。
また、登録店舗から仮申請されることが条件となります。

・インターネット（ECサイト）で購入した家電は対象になりますか。

→対象となりません。

・申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。

→申請できません。購入者の方が申請してください。

・事業所兼居宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となりますか。

→補助の対象となりません。個人を対象とした補助金事業となります。

・個人で購入し、事業所に設置した場合対象になりますか。

→事業目的での購入は、補助の対象となりません。

・二世帯住宅の場合、それぞれ申請は可能ですか。

→住民票（世帯全員）の写しに記載されている方を世帯構成員とみなします。
同じ住所に居住されている場合でも別世帯であればそれぞれの世帯で申請が可能です。
（同一住所で複数件申請する場合は、住民票の写しを提出いただく必要があります。）

・新たに対象エアコンを購入（追加）する場合補助の対象になりますか。

→対象となりません。リサイクル処分を伴う買い換えを対象としています。
（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。）

・市外に住んでおり、門真市への転入を予定していますが、補助対象となりますか。

→門真市に転入後、対象期間内に買い換えた場合は対象になります。
ただし、市外でリサイクルされた場合は対象外となります。

・対象製品の購入者と家電リサイクルの排出者が異なる場合、申請できますか。

→原則同一である必要があります。ただし、住民票（世帯全員）の写しで同一世帯が確認できれば申請可能です。

・自宅にあるエアコンを家電リサイクル法に基づき、自分でリサイクル業者に持ち込む等の処分をした場合、補助の対象になりますか。

→ご自身で家電を処分した場合、補助対象外となります。購入した店舗でリサイクル処分する必要があります。

・期間内に購入しましたが、納品が令和7年10月31日以降の場合申請できますか。

→設置、納品が令和7年10月30日までのものに限りです。

・仮申請後に対象エアコンの購入をキャンセルし他店舗で購入する場合、仮申請した補助金申請は有効ですか。

→購入をキャンセルされた時点で、仮申請もキャンセルされます。
他店舗で購入する場合は、再度仮申請を行う必要があります。

・補助金が振込されるのはいつ頃ですか。

→補助金の振込は、事務局から本申請完了通知後、1か月程度を予定しています。

【補助対象金額（補助対象経費）】

・設置工事にかかった費用は補助対象経費となりますか。

→補助対象経費は、本体価格及び標準据付工事費の合計額（税抜）です。
なお、設置以外の工事費用（配線工事など）やリサイクルに要する費用は対象外となります。

・販売店で値引きがあった場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

→補助対象経費は、値引き後の支払額が対象となります。

・販売店独自のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

→ポイントを使用して値引きとなった場合は補助対象外ですが、支払額の一部である場合は補助対象経費となります。

・購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

→付与されるポイントは、購入費用から減額しません。

支払金額に応じて付与されるポイントやクレジット会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

・クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。

→対象となります。

ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗に領収書の発行についてお尋ねください。

・金券（商品券）を使用して支払った場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

→金券（商品券）を使用して支払われた額は、補助対象経費に含みます。

※割引券やポイント等の値引き額は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

【提出書類】

・領収書（レシート）には金額のほかどのような情報が記載されている必要がありますか。

→購入者（申請者）氏名、領収日、領収金額とその内訳、購入店舗名、購入した製品名や型番が記載されているものが有効となります。（様式は問いません。）

・領収書又はレシートの内訳は、なにが記載されていれば良いでしょうか。

→内訳は、①対象製品の名称及び費用、②標準据付工事に係る費用、③補助金対象外経費が読み取れる必要があります。

①と②が合算されて表示されている場合も可とします。

また、レジスターからの出力により①、②、③の内容を網羅することができない場合、別途内訳書を作成することも可とします。（販売店でご用意ください。）

・メーカーが発行する保証書の写しの代わりに販売店の保証書の写しを提出することは可能ですか。

→不可となります。メーカー発行の保証書がない場合、補助の対象外です。

・補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。

→指定できません。申請者本人名義の口座に限定しています。

・通帳の写しは表紙のコピーでよいでしょうか。

→補助金の振込先口座が必要となるため、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナが確認できるページ画像又はコピーをお願いします。

・補助金の申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。

→予算額に達した時点で、期間内であっても受付終了となります。